

# 建設工事の低入札価格調査制度等の改正について (お知らせ)

令和 8 年 7 月  
周南市契約監理課

## ○改正内容

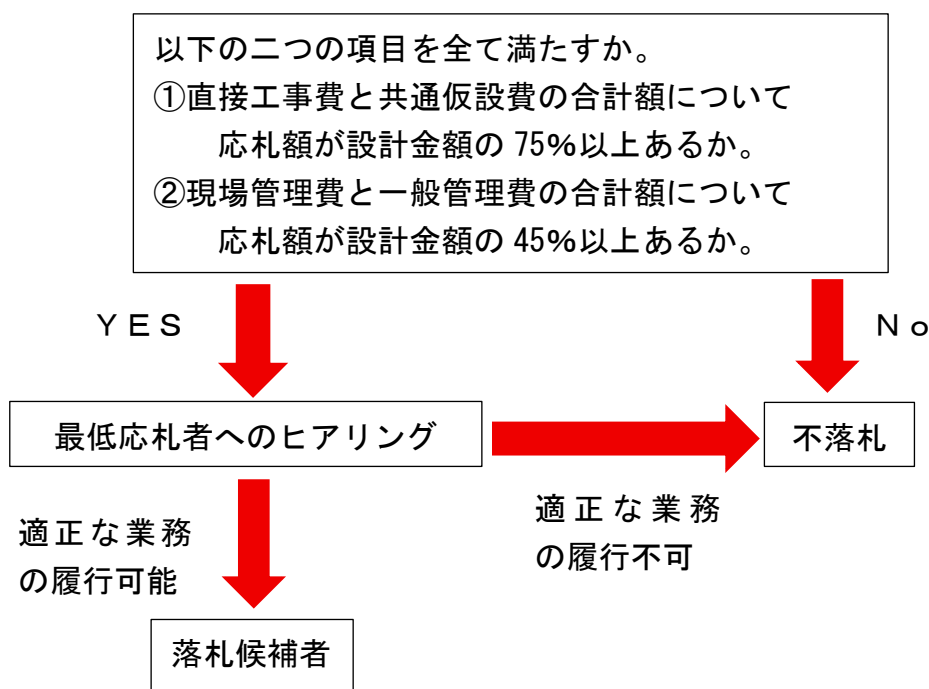
### 1. 解体工事における低入札価格調査制度の適用範囲の拡大

これまで予定価格 1,000 万円以上の解体工事について、低入札価格調査の対象としていましたが、**予定価格 200 万円超の解体工事**を低入札価格調査の対象とします。**※解体工事以外の取扱いに変更はありません。**

予定価格	200 万円超～1,000 万円未満	1,000 万円以上	
発注方式	指名競争入札	条件付一般競争入札	
低入札 対策	現 行	解体工事を対象にした制度なし ↓ 改正	低入札価格調査制度
	改 正 後	<b>低入札価格調査制度</b>	

### 2. 解体工事が低入札価格調査の対象となった場合の取扱い

調査対象となった最低価格の応札者について、以下の基準に基づき調査を行います。



### 3. 調査基準価格（※1）及び最低制限価格（※2）における算入率の見直し

区分	現行	改正後	対象工事
直接工事費	10/10	変更なし	・土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事） ・営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、土木系電気設備工事及び解体工事）
共通仮設費	9/10	<u>10/10</u>	
現場管理費	9/10	変更なし	
一般管理費	7/10	<u>7.5/10</u>	

※1 周南市低入札価格に関する事務取扱要綱で規定する調査基準価格

※2 周南市建設工事最低制限価格制度事務取扱要綱で規定する最低制限価格

### 4. 適用年月日

令和8年8月1日以降に入札公告又は指名通知するものから適用します。